

No.55

平成22年7月15日発行  
編集・発行

ふれあいネットワーク

社会福祉法人  
南相馬市社会福祉協議会

〒975-0011

福島県南相馬市原町区小川町322-1

TEL 0244-24-3415

FAX 0244-24-1271

http://www.m-somashakyo.or.jp

shakyo@m-somashakyo.or.jp

印刷：有限会社 愛原印刷所

# オレンジハート

## 社協だより



▲「君といつまでも」



▲「トンネルくぐり」



▲「空飛ぶ円盤」

スポーツを通して、

会員の交流を図る

○原町区老人クラブ連合会主催

「第5回南相馬市原町区高齢者スポーツ大会」が、7月2日に本市スポーツセンターで開催され、808人が参加しました。

会場内は、笑顔と歓声であふれかえり、スポーツを通してチームを超えた親睦や交流を深めることができました。



# 原町東チームが見事優勝!!

表紙で紹介した高齢者スポーツ大会は、会員の親睦や交流を目的とし開催されています。8チームに分かれ、11種類の競技で、熱戦が繰り広げられました。今年、原町東チームが見事に優勝されました。

◀「蟻さんの玉転し」



▶「大島アンコ」



なお、大会成績は、次のとおりです。

- 優勝 原町東チーム
- 準優勝 大 斐チーム
- 第3位 太 田チーム



# 暑さも吹っ飛ぶ元気な笑顔

○おひさまといっしょに実行委員会主催

「第38回おひさまといっしょに」が7月10日に、小川町体育館で開催されました。

市内の心身障がい児者や高校生を含むボランティアの方々など300人が参加し、市のシンボルにちなんだ「さくら」「けやき」「さけ」「ほたる」の4チームに分かれ、「クリン作戦」「わんちゃんとおさんぽ」などのユニークな8種類のゲームで競い合っって心地よい汗を流しました。

▶「わんちゃんとおさんぽ」



▶「ナイスカップル」鬼太郎と猫娘が登場しました。

「ナイスカップル」では、参加者が、「アニメ ゲゲゲの鬼太郎」の格好をすると、会場からは大拍手が起きました。最後に行われた「リズム体操」では、参加者全員が元気に身体を動かして、大勢の人達が歓声を上げる中、文字通り笑顔のおひさままで溢れかえっていました。





## 皆さまのご協力をお願いします

### 「鹿児島県口蹄疫被害義援金」の受付について

宮崎県における口蹄疫の発生により、鹿児島県においても24時間体制の消毒防疫作業・家畜移動制限に伴うセリ市の延期など、深刻な被害が発生しており、今後更なる影響が懸念されております。

このため、鹿児島県内の家畜農家等に対する支援を行うため、義援金を受付けています。

#### ※義援金の受入れ口座

金融機関	ゆうちょ銀行
支店名口座番号	01790-3-124889
名義等	社会福祉法人鹿児島県共同募金会会長 溝口宏二
※その他の金融機関につきましては、お問合せください。	

#### ◆義援金募集期間

義援金は平成22年7月30日(金)まで、各区福祉サービスセンターでも受け付けております。

#### ◆問合せ先

福島県共同募金会 ☎024-522-0822  
源後まで

### 海外救援金の受付について

日本赤十字社では、キルギス共和国での民族間の衝突において多数の死傷者や難民が発生していることに伴い、下記のとおり救援金を受付けています。皆さまのご協力をお願いします。

#### ◆救援金名称

「キルギス民族衝突救援金」

#### ◆受付方法 (日赤本社口座による受付)

救援金窓口 郵便局  
口座番号 00110-2-5606  
口座名義 日本赤十字社  
※窓口での取扱いの場合、送金手数料は免除されます。

#### ◆受付期間

平成22年7月30日(金)まで

#### ◆その他

本災害における日本赤十字社の活動、並びに救援金の使途などについては、日本赤十字社ホームページ (<http://www.jrc.or.jp/>) をご覧ください。

## 日本赤十字社「救急法講習会」参加者募集

日赤南相馬市地区では、皆さまに健康で安全な生活を送っていただくために、「救急法講習会」を開催します。  
ご参加をお待ちしております。



- ◆日時 平成22年8月26日(木) 午後1時30分～3時30分
- ◆場所 浮舟文化会館
- ◆内容 「二次救命処置」・心肺蘇生法、AEDの使い方など
- ◆参加費 無料
- ◆定員 20人程度
- ◆準備物 筆記用具、動きやすい服装
- ◆講師 赤十字救急法救急員
- ◆申込期限 平成22年8月13日まで
- ◆申込・問合せ先 地域福祉係 ☎44-5970(小高区) 佐々木まで

### 赤い羽根共同募金運動

## 「スローガン」募集

「赤い羽根募金」の愛称で親しまれている共同募金をより身近に感じてもらう、ともに支え合う福祉のまちづくりへの関心を高めることを目的としてスローガンを募集します。

◆テーマ 『赤い羽根共同募金に関すること』

◆募集期間 平成22年7月12日(月)～9月3日(金)

◆応募資格 どなたでも応募できます。

◆応募方法 応募作品に氏名(ふりがな)、住所、電話番号、職業(学校名)、年齢(学年)を明記のうえ、郵便、FAX、電子メールにて応募してください。

◆審査 ※応募用紙は任意のものでかまいません。 ※応募作品は1人1点とし、応募された作品は返却いたしません。

◆発表 入賞された方には福島県共同募金会より直接通知します。入賞作品は共同募金に関する広報やイベント、福島県共同募金会ホームページなどにて作品、作者氏名、市町村名、学校名、学年を掲載(紹介)します。

◆審査 応募作品の審査は主催者が委嘱した審査員により行います。最優秀賞1点、優秀賞5点を選考し、賞状と記念品を贈呈します。

◆応募先・問合せ先 社会福祉法人 福島県共同募金会 ☎024-522-0822 ☎024-528-1234 メールアドレス akaihane@axelocn.ne.jp



## 初級手話教室のご案内

手話を知ること、聴覚障がい者への理解を深めることを目的として手話教室を開催します。

初めて手話に触れる方でも手話に関心がある方なら、気軽に参加ください。



### ◆日程

7月31日～9月25日までの  
毎週土曜日(全8回)

### ◆会場

原町区福祉会館

### ◆対象

どなたでも参加できます。

### ◆参加費 無料

### ◆申込・問合せ先

地域福祉係

☎24-3415(原町区)

坂下まで

## 傾聴ボランティア講座の開催

けいちよう

自分の話に一生懸命耳を傾けて聞いてもらえて、とても嬉しくなった事がないでしょうか？

良い人間関係をつくる基本で、思いやりの心で話し手の話を聴き、相手を理解するため「傾聴」の技法、技術を学び、実践してみませんか？  
気軽に参加ください。

### ◆日時

①平成22年8月26日(木)

②平成22年9月2日(木)

③平成22年9月9日(木)

午後2時～3時30分

※計3回コースとなっておりま

すが、1回だけの参加も可

能です。

### ◆場所

原町区福祉会館

### ◆講師

鈴木 実氏

(福島市 ソーシャルコネク  
トサービス)

## 「フラダンスで笑顔になろう」

肩や腰がこっていませんか？  
音楽に合わせて笑顔と元気にフラダンスを踊り、日頃のストレスを発散しましょう。  
市内3区に会場を設けますので、気軽に参加ください。



### ◆日時及び会場

平成22年8月19日(木)

午前9時30分～

午前11時30分

浮舟文化会館(小高区)

平成22年8月25日(水)

午前9時30分～

午前11時30分

小川町体育館(原町区)

平成22年9月2日(木)

午前9時30分～

午前11時30分

万葉ふれあいセンター

(鹿島区)



▲昨年度の様子

### ◆対象

①市内の概ね60歳以上の方  
②身障者手帳をお持ちの方及び在宅で介護に携わっている場合は若い方でも可能です。

### ◆講師

松浦 美里氏

(レイモミ小野フラスケー  
ラインストラクター)

### ◆参加費 無料

### ◆申込・問合せ先

地域事業係

☎24-3415(原町区)

坂下まで



▲皆さんも一緒にフラガールになりましょう♪







# 認知症相談会

認知症の人と家族の会では、毎月認知症についての相談会を実施しています。お気軽にご相談ください。

◆会場  
原町区福祉会館 相談室  
◆問合せ先  
☎23-4045 古山まで

◆日時  
平成22年8月9日(月)  
午後1時30分～  
午後3時30分



# 多重債務無料法律相談会

多重債務者の救済を目的として、福島県弁護士会主催により月2回、無料法律相談会を開催します。事前に予約が必要になります。

◆日時  
平成22年8月6日(金)  
20日(金)  
午後1時～午後4時まで

◆日時  
平成22年8月6日(金)  
20日(金)  
午後1時～午後4時まで

◆会場  
南相馬市役所  
市民相談室(西庁舎)

◆定員  
6人程度(1人・30分位)

◆相談方法  
電話予約による面接相談の

◆相談後  
初回の相談料は無料ですが、相談後、事件委任を希望され、弁護士が相談・交渉・訴訟などを行う場合は有料となります。

◆予約受付  
防災安全課  
(平日 午前8時30分  
～午後5時まで)

◆問合せ先  
防災安全課  
☎24-5232

## 社協事業所紹介コーナー

社協はどのような事を行っているか、もっと皆さんに詳しく知ってもらう為に、各事業所の紹介をします！今回は、**地域福祉係**を紹介します！地域福祉係は、小高区、鹿島区、原町区にあります。

### 主な事業として、

ボランティア活動の推進、配食サービス事業、高齢者の生きがいのための事業(老人クラブ)、障がい者のための事業(手話、点字、声の広報など)、民生児童委員との連携、日本赤十字社事業への協力、共同募金会への協力など。



【小高区地域福祉係】

#### ☆主な地域福祉事業

- 小高区福祉少年団事業
- 地域サロン事業
- 押し花教室
- 絵手紙教室
- 高齢者世帯のつどい
- ひとり暮らし高齢者等へのおせち料理配食事業
- 在宅介護者のつどい
- 百歳賀寿記念品贈呈事業
- 社協会長杯歳末グラウンドゴルフ大会<小高区大会>



【鹿島区地域福祉係】

#### ☆主な地域福祉事業

- 子育て支援事業  
「なかよし親子交流会」
- 生きがいとふれあい遠足事業
- 高齢者のつどい
- 社協会長杯グラウンドゴルフ大会<鹿島区大会>
- ひとり暮らし高齢者等へのおせち料理配食
- ニコニコ元気塾事業(介護予防事業)
- 在宅介護者のつどい
- ふれあいサロン活動助成



【原町区地域福祉係】

#### ☆主な地域福祉事業

- 高齢者のつどい
- 在宅介護者のつどい
- ふれあいサロン活動助成
- 社協会長杯ゲートボール大会
- 社協会長杯パークゴルフ大会
- 高齢者初心者パソコン講習会
- 障がい者社会参加促進事業
- 南相馬市ボランティアフェスティバル
- 災害についての勉強会
- フラダンス教室
- 児童・生徒ボランティア助成事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- ボランティア養成講座

いつもニコニコ、元気な対応！！地域の色々なお話をお聞かせください。

☎44-5970 (小高区) ☎46-5354 (鹿島区) ☎24-3415 (原町区)



第十九回

誌上「法律相談」!!

多重債務における

過払金請求について



新開法律事務所

弁護士 白鳥剛臣

【相談】

私は現在、多額の借金を背負っているのですが、先日、テレビCMで、弁護士に相談すればお金が戻ってくるというようなことを聞きました。本当ですか。

【回答】

①お金の貸し借りをするとき、貸す方が借りる方から取っても良い利息には「利息制限法」という法律で上限が定められ

ています。

具体的には、10万円未満を借りる場合は年20%、10万円以上100万円未満を借りる場合には18%、100万円以上を借りる場合には年15%までしか利息を取ることはできません。

しかし、以前は多くの貸金業者がこの法律の上限を超えた利息を取っていました。そこで、発生するのがいわゆる「過払い」状態

です。

②つまり、法律の上限を超えた利息の支払いは、元本の支払いにあてられるのですが、その支払いを繰り返していくと、貸金業者の計算額よりも、実際の残額が少なくなるという現象が発生します。

そして、何度も支払をしていると、いつの日か実際の残額がゼロになり、さらに払いすぎになります。この払いすぎたお金を「過払金」といい、貸した方は借りた方に「過払金」を返す法的な義務が生じます。

③ここまででお分かりのように「過払金」が発生するには、かなりの長期間支払をしていなければなりません。また、途中で再び借入れをした場合「過払金」はその分だけ減ることもあり、どのくらいで「過払金」が発生しているかは一概には言えません。(なお、一般的には5〜

7年の支払継続が必要とも言われています)。

④したがって、あなたの場合も、これまでの貸し借りの記録などを見て、計算をしてみないと、お金が戻ってくるかどうかはつきりしません。

特に最近では、様々な裁判例が出たり、貸金業法の改正などにより貸金業者の利息も減少したりしていますので「過払金」が発生しているかの判断がより難しくなっています。

⑤とはいえ、もし「過払い」状態になっている場合は、借金自体はすでになくなっていて、支払う必要のないものを支払っていることになりません。

最近では貸金業者も苦しくなり、素直に「過払金」の返還に応じなくなってきたり、支払う必要のないものを支払うことは、非常にもったいないことで

す。

⑥そこで、まずは弁護士などお近くの専門家に相談されることをおすすめします。

○誌上法律相談にご協力いただいたりしている弁護士事務所は左記のとおりです。

〈ひばり法律事務所〉

☎26-6006

〈若杉裕二法律事務所〉

☎26-6080

〈相馬ひまわり基金法律事務所〉

☎37-2560

〈新開法律事務所〉

☎22-0361

〈ブレインハート法律事務所〉

☎26-3327

〈平間総合法律事務所〉

☎24-6906

※初回法律相談30分につき5,250円となっております。ご相談の際、参考にしてください。



■福祉基金

○小高区

【ご遺志金】 (行政区)

- ・早川 幹男様 (小屋木)
- ・故早川 茂様 (ご遺志として)
- ・曾我 儀助様 (浦尻)
- ・故曾我 邦男様 (ご遺志として)
- ・吉田 孝一様 (上姥沢)
- ・故吉田 智様 (ご遺志として)
- ・安部 芳彦様 (大富)
- ・故安部 高様 (ご遺志として)
- ・瀧本 恵子様 (上耳谷)
- ・故瀧本ヨシ子様 (ご遺志として)
- ・小澤 京子様 (角部内)
- ・故小澤 恒雄様 (ご遺志として)
- ・鎌田 定則様 (福岡)
- ・故鎌田 利秀様 (ご遺志として)
- ・佐藤 典義様 (小高)
- ・故佐藤 仁様 (ご遺志として)
- ・松平 良一様 (浦尻)
- ・故松平ケイ子様 (ご遺志として)
- ・佐藤チヤウ様 (羽倉)
- ・故佐藤 一男様 (ご遺志として)
- ・穴戸 隆一様 (金谷)
- ・故穴戸 一夫様 (ご遺志として)
- ・末永誠一郎様 (北鳩原)
- ・故末永ハナイ様 (ご遺志として)
- ・若月 正次様 (行津)
- ・故若月ユワイ様 (ご遺志として)
- ・花房 寅吉様 (飯崎)
- ・故花房 シモ様 (ご遺志として)

【一般寄付】

- ・ポランティアグループ
- ・かやの実会様
- ・社会福祉のために
- ・嶽野歌謡道場 あやめ会様
- ・社会福祉のために
- ・松本 栄子様 (大井)
- ・紙オムツを介護保険事業のために
- ・匿名
- ・タオルをあすなろデイサービスセンターへ

○鹿島区

【ご遺志金】 (行政区)

- ・相良 正巳様 (北屋形)
- ・故相良 時男様 (ご遺志として)
- ・玉根 杉夫様 (江垂)
- ・故玉根キチノ様 (ご遺志として)
- ・阿部 清様 (鳥崎)
- ・故阿部 ヨシ様 (ご遺志として)
- ・鈴木 博章様 (寺内)
- ・故鈴木キクヨ様 (ご遺志として)

【一般寄付】

- ・大畑 サト様 (北海老)
- ・ウエスをひまわり、すみれデイサービスセンターへ

【一般寄付】

- ・酒井 秀一様 (小沢)
- ・故酒井 ヒロ様 (ご遺志として)
- ・小田 豊衛様 (深野)
- ・故小田 成慶様 (ご遺志として)
- ・神尾 信一様 (国見町二)
- ・故神尾 トク様 (ご遺志として)
- ・佐藤 健二様 (本陣前二)
- ・故佐藤ツルイ様 (ご遺志として)
- ・志賀 由孝様 (雲雀ヶ原二)
- ・故志賀 延明様 (ご遺志として)
- ・関根 栄喜様 (橋本町二)
- ・故関根ヒサヨ様 (ご遺志として)
- ・宮崎 博之様 (本陣前二)
- ・故宮崎 力雄様 (ご遺志として)
- ・菅野 真次様 (堤谷)
- ・故菅野 コト様 (ご遺志として)
- ・小澤 進様 (押釜)
- ・故小澤 俊様 (ご遺志として)
- ・西畑 文雄様 (桜井町二)
- ・故西畑 繁子様 (ご遺志として)
- ・佐藤 義信様 (北新田)
- ・故佐藤 敏様 (ご遺志として)
- ・松林 宏行様 (北新田)
- ・故松林 光男様 (ご遺志として)
- ・塩谷新二郎様 (東京都)
- ・米寿内祝を社会福祉のために

総合相談所

○法律相談《相談員：弁護士》

★8月3日(火)・9月7日(火)  
9:00~12:00  
《会場》原町区福祉会館  
☎24-3415  
《定員》8人 ※予約制

★8月10日(火)・9月14日(火)  
9:00~12:00  
《会場》鹿島区社会福祉センター  
(むつみ荘) ☎46-5354  
《定員》8人 ※予約制

★7月27日(火)・8月24日(火)  
9:00~12:00  
《会場》小高保健福祉センター  
☎44-5970  
《定員》8人 ※予約制

○市民相談(法律相談)

・日時 8月19日(木)  
9:00~12:00  
・会場 市役所市民相談室  
・定員 8人 (※予約制)

【問合せ先】

市民生活部市民課  
☎24-5235

※上記の相談会は無料となっております。

編集後記

今年もまた、野馬追いの季節となりました。亡き父は、野馬追いが生きる目標であり、生きてき

た証でした。流れ山と法螺の音が遠くに近くに聞こえ、意気揚々と出陣した父の姿を思い出します。

(R・M)